特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００３号

愛知県あま市木折戸井田２３番地
清算株式会社　　株式会社アイ企画
代表清算人　　岩月敏光
１　決定年月日　令和８年８月６日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定認可確定後１月以内に、各協定債権者に対し、弁済原資である金11,164,967円を各協定債権者の有する債権額の10.43478118%（ただし、解散日を基準日とし、基準日における元本額とする。担保権の付された協定債権については、当該担保物件の価額に相当する部分を控除した債権額とする。）の割合に応じて按分した金額を支払う。各協定債権者に対する具体的な弁済額は次のとおりとする。
いちい信用金庫：256,877円　きょうと事業再生債権回収㈱：334,997円　㈱三菱UFJ銀行：842,248円　アイ・アール債権回収㈱：1,789,407円　㈱商工組合中央金庫：1,091,924円　SMBC債権回収㈱：788,555円　愛知県信用保証協会：6,060,959円
２　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
３　清算株式会社は、前２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額の免除を受ける。
４　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
５　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

以上

名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第２０１５号

東京都文京区本郷４丁目３番４号
清算株式会社　ＩＭ株式会社
代表清算人　高瀬　浩幸
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　協定債権の定義
特別清算開始決定時（令和８年５月８日）までの原因に基づいて、清算株式会社に対して発生した財産上の請求権（清算株式会社に対して有する保証債権を含む）を協定債権とする。
２　弁済の基準となる協定債権
弁済の基準となる協定債権額は、清算株式会社が、各協定債権者から、中小企業の事業再生等に関するガイドラインの再生型私的整理手続における清算株式会社の2025年８月４日付事業再生計画において同意をえた計画案記載の別紙弁済額一覧表記載の非保全債権額とする。
３　弁済方法
（１）弁済額
清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日現在の資産（ただし、必要な費用は控除するものとする）を弁済の基準となる非保全債権額に応じて按分した別紙弁済額一覧表記載の弁済額を弁済する。
（２）弁済時期
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１ヶ月以内に、各協定債権者の指定する口座に振り込む方法により、支払う。ただし、振込費用は清算株式会社が負担する。
（３）協定債権の免除
各協定債権者は、同項（１）の規定による弁済を受けたとき、又は弁済がない場合には協定案が認可確定したときには、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　新たな財産の処理
前項（２）の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済の基準となる非保全債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項（３）の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
５　議決権額
各協定債権者の議決権額は、別紙弁済額一覧記載の特別清算開始決定時における協定債権額とする。

以　上

（別紙省略）

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第９号

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄196番地の1
清算株式会社　株式会社瀬戸内
代表清算人　　福﨑　守彦
１　決定年月日　令和8年8月7日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、全ての債務を免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用（協定債権者への振込手数料を含む。）を控除した残額を、別紙協定債権者一覧表記載の協定債権額の割合に応じて、協定債権者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により弁済する（割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第２０２７号

東京都千代田区飯田橋２丁目１番５号Ｓ－Ｇｌａｎｚ ＫＵＤＡＮＢＬＤ．４階
清算株式会社　株式会社ニッキー
代表清算人　岡田　高志
１　決定年月日　令和８年８月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
１　定義
協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　協定債権の免除
清算株式会社は、各協定債権者の協定債権につき、本協定認可決定確定時において、全額免除を受ける。
３　新たな財産が発見された場合
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権元本額により按分して算出された金額を弁済する。
この場合においては、第２項に基づく協定債権の免除は、新たにされた弁済の限度で当該免除の時に遡って効力を失う。
本項に基づき弁済する場合は、協定債権者の指定する金融機関口座に振込送金する方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

以　上

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第１３４号

千葉県船橋市芝山６丁目33番40号
再生債務者　大槻　吉毅
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第１４５号

千葉県船橋市西船７丁目９番１号
再生債務者　齊藤　善光
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月16日から令和８年９月30日まで

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３８号

愛知県一宮市時之島字本郷34番地16
再生債務者　酒井　大輔
１　決定年月日時　令和８年８月12日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月２日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月９日から令和８年９月16日まで

名古屋地方裁判所一宮支部